(目的)

第1条 学校法人自治医科大学の非常勤の役員(以下「非常勤役員」という。) に対する報酬の支給等については、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。

(報酬)

第3条 非常勤役員が理事会又は評議員会に出席した場合は、源泉徴収後15,000 円となる額の報酬を支給する。ただし、学校法人自治医科大学に勤務する者には支給 しない。

(報酬の支給方法)

第4条 非常勤役員の報酬は、通貨で直接非常勤役員に支払う。ただし、非常勤役員からの申し出があった場合においては、その指定する本人名義の預金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(旅費)

第5条 非常勤役員に対する旅費は、自治医科大学教職員旅費支給規程(昭和50年11月1日制定)に基づき支給するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が 別に定める。

附則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。